

中央大学大学院 理工学研究科委員長
梅田 和昇 殿

ダブルディグリープログラム誓約書

私は、中央大学大学院理工学研究科（以下「本学」という。）とバンドン工科大学（以下「派遣先」という。）とのダブルディグリープログラム（以下「本プログラム」という。）に参加するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、参加資格の取り消しや留学中止もしくは中断となっても異議を申し立てません。

1. プログラムに臨む姿勢

- (1) 派遣候補者として選抜された後においては、本学が正当と認める理由以外での辞退はできないことを十分理解のうえ出願すること。
- (2) 留学期間中は、本学が派遣する学生であることを自覚し、本学学生としての品位と矜持をもって行動すると共に、派遣先大学や滞在先(大学寮等)の規則を守り、学業に精励すること。
- (3) 留学期間中は、本学の学生としての自覚と責任のもと、留学先国の法令・派遣先大学および本学の諸規則を遵守し、派遣先大学の指導教員・担当者等の指示に従い、留学先国の公序良俗に反する行為は厳に慎むこと。
- (4) 留学期間中、留学先国において、災害・暴動・テロ・事故・疾病・犯罪等による損害および対応処置について、本学に一切責任を問わないこと。
- (5) 留学期間中、自らの故意・過失・法令違反・公序良俗に反する行為によって、自己、派遣先大学または第三者に対し損害等を与えた場合は、本学に一切責任を問わないこと。また、自らが派遣先大学または第三者に与えた損害等により、本学が損害賠償の責を負った場合は、自らの責任において、本学が被った損害を補填すること。

2. 手続き

- (1) 選考結果に関して異議を申し立てないこと。また、選考結果に関する問い合わせには一切回答できないことを事前に了承すること。
- (2) 留学先国・地域による入国制限を確認し、入国条件（ワクチン接種証明や陰性証明書の提示、自己隔離等の防疫措置）を満たすこと。
- (3) プログラムに関連して求められる全ての提出物は、必ず期限までに提出すること。期限までに提出しない場合は、参加資格の取り消しや留学中止となる場合があることを了承すること。

- (4) 留学に必要な諸手続き(各種書類の作成、必要な場合にはパスポート/ビザの取得、理工学研究科における単位認定等の手続、科目登録、留学費用の支払い・保険加入等)は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
- (5) 留学にかかる経費を準備する必要があるため、事前に保護者等の経済的負担者の了解を得たうえで出願すること。
- (6) 保護者等とは、学生が学修研究活動を円滑に遂行していく上で、本学と連携し、学生を指導、支援する立場の者であること。

3. プログラムの中止・変更

- (1) 日本政府(主に外務省)が発出する情報等(主に危険情報レベルや感染症危険情報レベル)や各国の入国制限の状況、派遣先大学の最新状況を踏まえ、本学または派遣先大学の判断で、留学の中止や帰国勧告、もしくはプログラム形態の変更を決定する必要があることを理解し、その場合は速やかに指示に従うこと。
- (2) 上記に伴って発生する取消料、違約金、その他追加費用・準備費用・諸費用(滞在費用、渡航費用等)等は自らの負担となり、研修旅行代金の返金もないことを了承すること。

4. 危機管理等

- (1) 渡航での留学に際して、出発から帰国までの本学指定の海外旅行保険に加入し、内容を把握したうえで、十分に活用すること。
- (2) 本学指定の海外旅行保険に加入した場合でも、派遣先大学から別途現地保険に加入を求められた場合は、双方の保険に加入すること。
- (3) 本学指定の海外旅行保険について、保険始期日(開始日)は日本を出発する日(*ただし、深夜便フライト利用の際は、自宅を出発する日)となる。
- (4) 留学期間中、派遣先大学または本学で定める居住先がある場合には、その居住先に滞在すること。
- (5) 留学先国・地域が情勢不安定な中で起こる様々なリスク(医療や大学のサポートが制限されるリスク、自由な移動が制限されるリスク等)を承知していること。
- (6) 留学先国・地域において、救援・救護が必要になった場合でも、留学先の国における入国制限によって日本から家族や大学関係者が、速やかに又は全く入国できないことがあることを理解していること。
- (7) 留学期間中は、本学と派遣先大学が定める各種報告事項(健康情報等を含む)がある場合は、速やかに対応すること。

5. 新型コロナウイルス感染症に関連するリスク・行動規範

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染したとしても、その責任は本学および派遣先大学が負うものではないことを理解すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染リスクに加え、様々な付随的リスク（感染による後遺症、海外における医療サービス受診の困難、特定の人種等を対象としたヘイト行為等）が存在していることを理解すること。
- (3) （外国籍を有する学生の場合）留学先国への滞在 Visa・日本入国のための Visa 等の取り扱いが複雑となり、入国・出国時の制限が厳しくなる可能性があることを了承すること。
- (4) 保険適用外の事態（濃厚接触者となった場合や、新型コロナウイルス感染症罹患後の参加キャンセルやプログラム期間短縮等）に要する費用については、自己負担となることを了承すること。
- (5) 留学先では感染症対策を含む厳格な行動管理・危機管理を行うこと。
- (6) 感染リスクの高い地域への移動や当該地域における活動を避けること。
- (7) 渡航後も自ら情報収集を継続し、不測の事態の際にすぐに行動に移せるよう、各種の準備を十分に行うこと。
- (8) 留学先国・地域・大学・航空会社・住居等の、自身が関与するあらゆる組織・コミュニティ等における新型コロナウイルス感染症対策や検疫ルールを遵守し、感染リスクを最小限に留めて行動すること。
- (9) 留学先国へ出発の際（日本出国時、現地入国時など）および日本に帰国する際、PCR検査や隔離措置等の入国条件で発生する費用は自己負担となることを了承すること。

6. 個人情報の提供

- (1) プログラム運営管理目的のため、本学が派遣先大学に個人情報を提供することに同意すること。
- (2) プログラムの運営のためにまたは学生の安全を守るために、派遣先大学が取得した成績情報・生活面の個人情報が本学に提供されることに同意すること。
- (3) 危機管理等の理由で、学生本人の了承を得ずに保護者等に情報共有をする場合があることに同意すること。
- (4) 今回提出された個人情報を利用して、本学が主催するイベント等の案内や、プログラム説明会へ体験者としての出席依頼などの連絡をする場合があることを了承すること。

- (5) 本学指定の海外旅行保険申込時、現地到着後に届け出た学生本人および保護者等の個人情報、ならびに留学期間中の事故情報について、本学、本学が指定する保険会社・旅行会社・航空会社・関係省庁・在外公館が、事故時の対応・学生および保護者等との連絡・留学プログラムの運営のために共有・利用することに同意すること。

7. 保護者等の同意

上記を含め、募集要項の内容を確認し、保護者等と十分に話し合い、両者の理解の上に渡航を伴う留学に申請することを決定していること。

<学生本人>

私は、上記記載事項を読み、内容を理解し遵守することを誓います。

_____年 月 日

署名 _____

<保証人>

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

_____年 月

署名 _____

以上